

(様式3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	温泉の成分等の掲示内容の変更命令
根拠法令の 名称・根拠条項	温泉法第18条第5項
所管部室課名	健康医療部衛生管理課
処分基準	<ol style="list-style-type: none">1 法第18条第1項の規定による施設内の掲示の内容が、同条第4項の規定による届出の内容と異なるとき。2 温泉成分の分析結果についての通知を受けた日から起算して30日以内に、その結果に基づき掲示内容を変更していないとき。3 その他当該施設において入浴する者又は当該温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるとき。
最終改正年月日	令和2年4月1日

参考

[根拠法令]

《温泉法》

(温泉の成分等の掲示)

第18条

- 5 都道府県知事は、第1項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

[法令の定め]

《温泉法》

(温泉の成分等の掲示)

- 第18条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

- (1) 温泉の成分
- (2) 禁忌症
- (3) 入浴又は飲用上の注意
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの

2 (略)

- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して30日以内に、当該結果に基づき、第1項の規定による掲示の内容を変更しなければならない。

- 4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第1項の規定による掲示をし、又はその内容を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。

5 (略)